

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、
気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
七城支所 ☎0968(25)1080
旭志支所 ☎0968(25)3334
泗水支所 ☎0968(25)2155

農地中間管理事業を 利用しませんか

農地中間管理事業とは

農業からリタイアする人や、経営を規模縮小したい人の農地を農地中間管理機構が借りて、担い手（認定農業者・認定新規就農者など）に貸す、農地の貸し借りの新しい仕組み（制度）です。農地中間管理機構は、農地中間管理事業を公平かつ中立に行うために、都道府県に一つ設置される法人で、知事が指定します。熊本県では公益財団法人熊本県農業公社（農地バンク熊本）が熊本県知事から指定を受けています。

利用のメリット

【貸し手の場合】

- ▼賃借料は決まった日に機構から確実に振り込まれます。
- ▼期間満了後に農地は確実に戻ります。希望があれば、引き続き貸すこともできます。
- ▼10年以上機構に預ければ、一定の条件で固定資産税の軽減措置が受けられます。
- ▼納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。
- ▼農業者年金制度において、機構は旧制度の経営移譲年金および新制度の特例付加年金の適格者に位置付けら

れているため、支給が停止することはありません。

- ▼要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられます。

【借り手の場合】

- ▼長期の経営計画（耕作）が可能となり、経営の安定化が図られます。
- ▼貸し手が複数の場合でも、契約は機構とだけで済み、契約の管理や賃借料の支払いが一本化され、事務の大幅な軽減が図られます。
- ▼大規模な災害が発生し耕作できなかった場合は、借り手の賃借料は減免され、貸し手への支払いは要望に応じて機構が行うので、貸し手への負担が軽減されます。
- ▼地域内の多数の担い手が機構を活用すれば、点在している農地を担い手ごとに集約することが比較的容易にできるようになります。
- ▼貸し手との協議は基本的に機構が行いますので、契約期間中は安心して耕作ができます。

詳しい内容や相談は農業委員会まで
ご連絡ください。



農地転用は 許可が必要です

農地転用とは、農地を個人住宅などの農地以外のことに利用することです。農地転用は、どこでもできるものではありません。農地転用を考えられている人は、事前に農業委員会までご相談ください。

農業委員会から農地転用の許可を受けなければ、地目変更を行うことができません。許可が不要な場合もありますので、詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

農地の相続には 届け出が必要です

相続後に法務局から発行される「登記完了証」や「登記簿謄本（写）」など、相続したことが確認できる書面を持参してください。

自ら耕作できない場合は、農業委員会が貸し借りのあっせんを行います。

農地を造成するとき も届け出が必要です

田や畑を地上げしたり、掘り下げたり、農地を造成する場合には、農業委員会へ届け出をお願いします。